

第20回自治体国際交流表彰（総務大臣賞 2026年）実施要綱

1 趣旨

日本の自治体と海外の自治体の交流活動（以下「自治体国際交流」という。）のうち、創意と工夫に富んだ取組を行っている団体を表彰し、広く全国に紹介することにより、自治体国際交流の更なる活性化を図り、もって地域の国際化に資することを目的とする。

※「自治体国際交流」には、交流分野を限定しない姉妹自治体提携に基づく交流活動のほか、海外の自治体と特定分野（教育、経済、観光、防災など）の協定、覚書などに基づく交流（協定等によらないが、日本の自治体が公認し継続性があるものなど、これに準ずる交流を含む。）、及び多文化共生の取組により海外の自治体との交流活動に発展したものについても含むものとする。

2 主催

総務省及び一般財団法人自治体国際化協会（以下「協会」という。）

3 表彰対象団体

自治体国際交流を行っている次の団体とする。

- (1) 都道府県及び市区町村
- (2) 地域国際化協会、国際交流協会等の民間非営利団体（以下「民間非営利団体」という。）

4 表彰団体数

3団体以内

5 審査基準

次の(1)～(6)の各項目を審査基準とする。

- (1) 先進性 他の模範となる先進的な取組 等
- (2) 独自性 創意工夫、地域独自の特性を活かした取組 等
- (3) 継続性 活動の継続、効果や実績の定着、（実績は少なくとも）今後の活動の継続性・発展性が期待できる取組 等
- (4) 活発性 活動内容の充実の度合い、頻度、広がり 等
- (5) 協働性・連携性 住民や企業との協働、連携 等
- (6) 効果 地域の国際化、地域経済活性化、地域の知名度やイメージの向上 等

6 応募方法

- (1) 「応募書」(様式1)に必要項目を記入の上、提出すること。
- (2) 民間非営利団体が応募する場合は、当該団体が所在する自治体の「推薦書」(様式2)を添付すること。
- (3) 他団体を推薦する場合は、「他団体推薦様式」(様式3)に必要項目を記入の上、提出すること。推薦を受けた団体は、当該団体の合意が得られた場合に限り、表彰審査の対象になるものとする(複数推薦可)。
- (4) 過去に受賞実績のある団体においては、受賞した際とは異なる国・地域との交流や、異なる内容での交流について応募すること。また、交流の成果等について、過去に受賞した際と比べた発展・深化の状況を明らかにすること。

7 選考方法

- (1) 有識者等で構成する審査委員会の審査を経て、総務省と協会が決定する。
- (2) 審査委員会の設置及び運営については、別に定める。

8 表彰式

別に定める日に開催する。

9 その他

表彰の実施に関し必要な事項は、総務省と協会が協議のうえ定める。